令和5年(2023年) 第1回定例会

議案概要

東京都町田市

第14号議案 町田市性の多様性の尊重に関する条例

【議案提出の目的】

性の多様性が尊重される社会の推進に関し、基本理念等を定め、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。

【議案の内容】

- 性自認^{※1}及び性的指向^{※2}の多様な在り方が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すことを、基本理念として定めます。
 - ※1 性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。
 - ※2 性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
- 市の責務及び市民・事業者・教育に携わる者の役割を定めます。
- 当事者の方が安心して生活できるよう、性自認や性的指向を理由とする差別的取扱い、性 自認や性的指向についての公表の強要等の禁止について定めます。
- 町田市パートナーシップ宣誓制度※3 に関する規定を定めます。
 - ※3 本制度は、同性の二人が自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、市が証明するものです。 具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類を提出した場合、市はこの宣誓に対して、パートナーシップ宣誓証明書を発
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

行します。

| 88 A 11 # | 市民部 市民協働推進課 | | 723–2908 |
|-----------|------------------|---------|----------|
| 問合せ先 | 男女平等・消費生活担当課長 羽生 | 電話 | 723-2900 |

議案名

第15号議案 町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市パートナーシップ宣誓制度の創設を踏まえ、職員の給与及び休業・休暇の制度におけるパートナーシップの相手方等の取扱いについて規定するため、関係する条例 6 本を一括して改正するものです。

【議案の内容】

次の6本の条例について、パートナーシップの相手方を、配偶者と同様に取り扱うよう改正 します。

- 町田市一般職の職員の給与に関する条例 扶養手当の支給の対象となる扶養親族に、パートナーシップの相手方を追加します。
- 町田市職員退職手当支給条例 職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族に、パートナーシップの相手方を追加します。
- 町田市一般職の職員の旅費に関する条例 職員が死亡した場合に旅費の支給の対象となる遺族に、パートナーシップの相手方を追加 します。
- 町田市職員の育児休業等に関する条例 非常勤職員の育児休業の終期、育児休業の期間の再度の延長等を決定する場合において、 パートナーシップの相手方を配偶者と同様に取り扱います。
- 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 扶養手当の支給の対象となる扶養親族に、パートナーシップの相手方を追加します。
- 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限、介護休暇及び介護時間について、パートナー シップの相手方を配偶者と同様に取り扱います。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

| 問合せ先 | 総務部 職員課長 横山 市民病院 総務課長 須﨑 | 電話 | 724-2199 722-2230 |
|------|-----------------------------|----|----------------------|

議案名

第16号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する 条例

【議案提出の目的】

町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の使用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 特定公共賃貸住宅の使用者と同居できる人に、パートナーシップの相手方及び里子を追加 します。
- 特定公共賃貸住宅の使用権を承継できる人に、パートナーシップの相手方を追加します。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)
- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)

問合せ先 都市づくり部 住宅課長 村田 電話 724-4269

議案名

第17号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、市営住宅の使用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 市営住宅の使用者と同居できる人に、パートナーシップの相手方及び里子を追加します。
- 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において 介護を受けられない人について、市営住宅に単身で入居できないとする規定を削り、入居 できるようにします。
- 市営住宅の使用権を承継できる人に、パートナーシップの相手方を追加します。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- 国土交通省通知 国住備第 101 号「障害者の公営住宅への入居等の取り扱いについて」

問合せ先 都市づくり部 住宅課長 村田 電話 724-4269

議案名

第18号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 建築物のエネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料 を次のとおり改めます。
 - ・省エネ性能の基準を満たす共同住宅等において住戸単位の認定が廃止されたことに伴い、該当する手数料の規定を削ります。

「例】 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(共同住宅2戸以上5戸以下の場合)

| 改正前 |
|------------|
| 共同住宅の住戸 |
| 1戸 35,000円 |
| 共同住宅の住棟 |
| 1棟 69,000円 |
| |

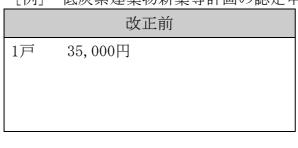


改正後

(削除)

共同住宅の住棟 1棟 69,000円

- ・省エネ性能の基準を満たす一戸建て住宅及び共同住宅等のうち住宅部分に対する認定 の申請について、従来の計算方法より簡易に判定が可能である「誘導仕様基準」を使用 した場合による申請手数料を加えます。
- 「例」 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(戸建て住宅)





改正後

誘導仕様基準による場合

1戸 21,000円

誘導仕様基準以外による場合

1戸 35,000円

○ 2023年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令 第1号)
- 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)

問合せ先 都市づくり部 建築開発審査課長 武井 電話 724-4273

議案名

第19号議案 町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例

【議案提出の目的】

災害対策基本法の規定に基づき、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者の名簿情報の 提供に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

【議案の内容】

- 災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿**の情報を、本人の同意を得ることなく、消防、 警察、民生委員等の避難支援等関係者へ提供できるようにします。
 - ※ 避難行動要支援者名簿とは、高齢者、障がい者等のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方の氏名、生年月日、住所、避難支援を必要とする事由等を記載した名簿です。2022年度の町田市内の対象者は、12,566名です。
- 名簿情報の提供を受けた者の守秘義務等を定めます。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

【経緯】

- 災害対策基本法では、条例に特別の定めがある場合は、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、災害に備えて避難支援等関係者に名簿情報を提供することができることを定めています。
- 現在は「町田市個人情報保護条例」に基づき、名簿情報を避難支援等関係者に提供しています。
- 「町田市個人情報保護条例」が廃止となる 2023 年 4 月 1 日以降、災害に備えて、引き続き 避難施設等関係者に名簿情報を提供することができるよう、本条例を新たに定めるもので す。

問合せ先

地域福祉部 福祉総課長 深沢

電話

724-2133

議案名

第20号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第 5 期町田市国民健康保険事業財政 改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び健康保険法施行令の 改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。

<改定前>

| 医療分 | | 聚分 後期高齢者支援金分 | | 介 | 護分 |
|--------|---------|--------------|---------|-------|-----------|
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 5. 93% | 34,400円 | 2.00% | 11,500円 | 1.87% | 14, 100 円 |



<改定後>

| 医损 | 秦分 | 後期高齢者 | 皆支援金分 | 介 | 護分 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|----------|
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 6. 25% | 36,500円 | 2.09% | 12,100円 | 1. 94% | 14,600 円 |
| +0 32nt | +2 100 円 | +0 09nt | +600 ⊞ | +0 07nt | +500 円 |

[モデルケースにおける年税額]

・3 人世帯の場合

(夫 43 歳→前年中の所得*200 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども→所得なし) <改定前>319,700 円 → <改定後>336,300 円(増額 16,600 円)

※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。

- 〇 健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給総額を 42 万円から 50 万円に改定します。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 地方税法第703条の4(国民健康保険税)
- 国民健康保険法第58条(その他の給付)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)

| 间台已九 U.S.U.S.工冶的 体膜干亚床及 成腺 电品 724 4027 | 問合せ先 | いきいき生活部 | 保険年金課長 | 武藤 | 電話 | 724–4027 |
|--|------|---------|--------|----|----|----------|
|--|------|---------|--------|----|----|----------|

議案名

第21号議案 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の目的】

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」による子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する条例6本を一括して整理するため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 子ども・子育て支援法の条項番号が変更となることに伴い、同法から引用する条項番号を 以下のとおり改めます。

| 改正条例 | 改正内容 |
|---|---|
| 町田市立保育園設置条例 | フルチフ本で土極汁 |
| 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の利用者負担額等に関する条例 | 子ども・子育て支援法 「第 19 条第 1 項」→「第 19 条」 |
| 町田市子ども・子育て会議条例 | 子ども・子育て支援法 「第 77 条」→「第 72 条」 |

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務について、 所管する省庁が変更されることに伴い、同法から引用する文言を以下のとおり改めます。

| 改正条例 | 改正内容 |
|-------------|-----------------|
| 町田市授産センター条例 | |
| 町田市大賀藕絲館条例 | 「厚生労働大臣」→「主務大臣」 |
| 町田市通所療育施設条例 | |

○ 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号) 第25条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正) 第33条(子ども・子育て支援法の一部改正)

| 問合せ先 | 子ども生活部 子ども総務課長 大坪 子ども生活部 保育・幼稚園課長 粕川 子ども生活部 子育て推進課長 香月 地域福祉部 障がい福祉課長 金子 | 電話 | 724-2876 724-2138 724-4468 724-2147 |
|------|--|----|--|

議案名

第22号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

児童福祉法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」の2つの類型が廃止され、「児童発達支援センター」に一元化されたことに伴い、町田市子ども発達センターを「福祉型児童発達支援センター」から「児童発達支援センター」に改めます。(2024年4月1日施行)
- 児童福祉法等に規定する事務について、所管する省庁が変更されることに伴い、各法から引用する文言を以下のとおり改めます。 (2023 年 4 月 1 日施行)
 - ・児童福祉法:「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律: 「厚生労働大臣」→「主務大臣」

【関係法令】

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)
- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号) 第2条(児童福祉法の一部改正)

第25条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

| 問合せ先 | 子ども生活部 | 子ども発達支援課長 | 石﨑 | 電話 | 709–3455 |
|------|--------|-----------|----|----|----------|
|------|--------|-----------|----|----|----------|

議案名

第23号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

子ども・子育て支援法等の改正及び内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、 所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 子ども・子育て支援法等の条項番号が変更となることに伴い、各法から引用する条項番号 を以下のとおり改めます。
 - ・子ども・子育て支援法:「第19条第1項」→「第19条」
 - ・学校教育法:「第25条」→「第25条第1項」
- 幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者が、利用児童に対する必要な措置として懲戒 権*を行使する場合の規定を削除します。
 - ※ 懲戒権は、親権者が監護や教育に必要な範囲内で、その子を懲戒できることを定める民 法の規定ですが、児童虐待を正当化する口実に利用されるとの理由から、2022 年 12 月 にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い、内閣府令に定める幼保連携型 認定こども園及び保育所の管理者の懲戒権に関する規定も削除され、本条例においても 同様の対応をするものです。
- 2023年4月1日から施行します。

【関係法令】

- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号) 第1条(学校教育法の一部改正) 第33条(子ども・子育て支援法の一部改正)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営 に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第65号)

| 問合せ先 | 子ども生活部 | 保育・幼稚園課長 | 粕川 | 電話 | 724-2138 |
|------|--------|----------|----|----|----------|
|------|--------|----------|----|----|----------|

第24号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 家庭的保育事業者等※1に対し、以下の内容を義務付けます。
 - ・家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。
 - ・利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を確実に 把握できる方法で確認すること。
 - ・利用乳幼児の送迎のために自動車を日常的に運行する場合、当該自動車にブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際に利用乳幼児の所在を確認すること。
 - ・感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的に実施するよう努めること。
 - ※1 「家庭的保育事業者等」とは、0歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、 小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。
- 家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設と併せて設置されている場合、保育に支障がない場合に限り、保育室等の設備や保育に直接従事する職員を兼ねることができるよう基準を緩和します。
- 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対する必要な措置として懲戒権^{※2} を行使する場合の 規定を削除します。
 - ※2 懲戒権は、親権者が監護や教育に必要な範囲内で、その子を懲戒できることを定める 民法の規定ですが、児童虐待を正当化する口実に利用されるとの理由から、2022 年 12 月にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い、厚生労働省令に定める家 庭的保育事業者等の懲戒権に関する規定も削除され、本条例においても同様の対応を するものです。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省 令第159号及び第175号)
- 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和4年厚生労働省令第167号)

問合せ先 子ども生活部 子育て推進課長 香月 電話 724-4468

議案名

第25号議案 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 放課後児童健全育成事業者※に対し、以下の内容を義務付けます。
 - ・放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な 措置等を講じること。
 - ・利用者の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用者の所在を確実に把握できる方法で確認をすること。
 - ・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置等を講じるよう 努めること。
 - ・感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的に実施するよう努めること。
 - ※ 「放課後児童健全育成事業者」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に 就学している児童に対し、授業の終了後等に、学童保育クラブにおいて、適切な遊びと 生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業を実施する者をいいます。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省 令第159号及び第175号)

問合せ先 子ども生活部 児童青少年課長 早出 電話

724-2182

第26号議案 町田市道における道路構造の技術的基準に関す る条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市道における、自転車通行帯、自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路に係る道路構 造の技術的基準を定めるため、及び自転車道の設置要件を改めるため、所要の改正をするもの です。

【議案の内容】

- 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通 行帯」を新たに規定し、設置要件、設置する位置及び幅員について定めます。
- 「自転車道」^{※1}の設置要件に、設計速度が時速 60km 以上である道路を対象とする旨の規定 を追加します。
 - ※1 自転車道とは、主に自転車が通行するために、工作物により区画して設けられる道路 の部分をいいます。
- 交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける交通安全施設(横断歩道橋、柵、照明 施設など)に、自動車の自動運行を補助するための「自動運行補助施設」を追加します。

(自動運行補助施設の一例)





- 「歩行者利便増進道路」※2の構造の基準として、①歩行者の滞留空間を設けること、②必 要に応じて歩行者利便増進施設等を設置する空間を確保すること、③町田市道における移 動等円滑化の基準に関する条例に定める基準に適合する構造とすることを定めます。
 - ※2 歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)とは、賑わいのある道路空間を創出するため、 道路法第48条の20第1項の規定に基づき指定される道路です。指定がなされること で、歩行者が安全で快適に通行でき、ゆっくりと滞留できる賑わいあふれる道路の構 築が可能になります。
- 2023 年 4 月 1 日から施行します。

【関係法令】

- 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- 道路構造令 (昭和 45 年政令第 320 号)
- 都道における道路構造の技術的基準に関する条例(平成24年東京都条例第147号)

問合せ先 道路部 道路政策課長 深澤 電話 724-1120

議案名

第27号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

「境川団地地区地区計画」の都市計画決定及び「木曽山崎地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 「境川団地地区」

2022 年 11 月の「境川団地地区地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区における「建築することができる建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」及び「建築物の高さの最高限度」を定めます。

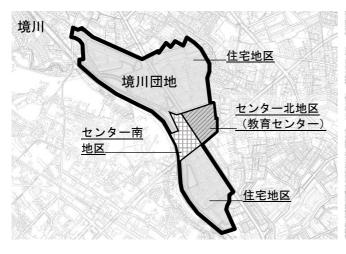
- 「木曽山崎地区」
 - ・2023年1月の「木曽山崎地区地区計画」の都市計画変更に伴い、「公共・公益施設地区」の一部を「健康増進関連拠点地区」として定めます。
 - ・「健康増進関連拠点地区」について、建築することができる建築物等の制限を定めるとと もに、給食センター、体育館等を建築できるよう、建築物の用途の制限を緩和する規定 を定めます。
- 公布の日から施行します。

【関係法令】

- 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号)

境川団地地区

木曽山崎地区





問合せ先

都市づくり部 建築開発審査課 建築審査担当課長 位田

電話

724-4413

議案名

第28号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

市立公園において映画等の撮影、営業行為等を行う場合に、指定管理者が管理する公園については指定管理者が許可を行えるようにするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 指定管理者が、市立公園における映画の撮影、営業行為等の許可を行い、それに係る料金 を指定管理者の収入として収受できるよう定めます。
- 2024年4月1日から施行します。

【改正により何が変わるか】

○ 現行では、市立公園において映画等の撮影、営業行為等を行う場合、市長が許可を行って います。

本条例により、指定管理者が管理する公園については、指定管理者が許可を行い、その料金を収入として収受できるようにすることで、指定管理者の創意工夫により、市立公園をより有効に活用できるようになります。

問合せ先 問合せ先 お市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木 電話 724-4399

| 辛安 夕 | 第29号議案 | 町田市忠生公園自然観察センター条例を廃止す |
|-------------|--------|-----------------------|
| 議案名 | る条例 | |

【議案提出の目的】

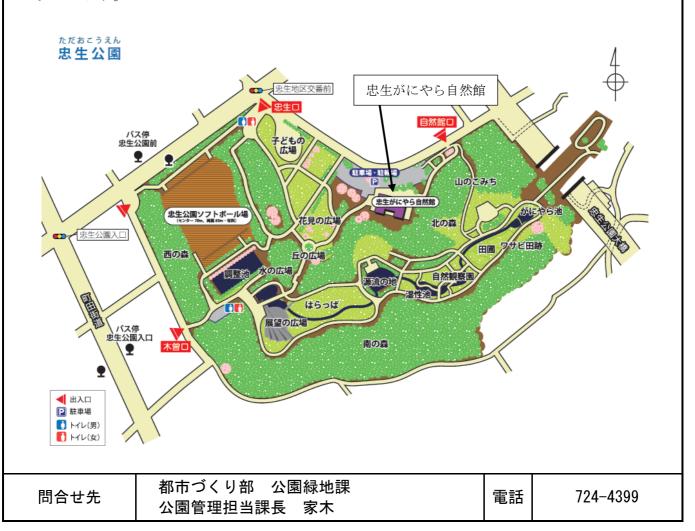
忠生公園内にある忠生公園自然観察センターの施設を、忠生公園と一体的に管理し、公園を 訪れた方が多目的に利用できるようにするため、廃止するものです。

【議案の内容】

- 町田市忠生公園自然観察センター条例を廃止します。
- 2023年6月1日から施行します。

【廃止により何が変わるか】

- 忠生公園内にある忠生公園自然観察センター(忠生がにやら自然館)は、忠生公園に生息する生き物を展示したり、講習室で自然観察活動等を行う施設として運営しています。2021年度の当センターの利用率は、19%です。
- 本条例の廃止に伴い、本施設は、「忠生がにやら自然館」の名称は継続しつつ、町田市立公園条例に基づく公園施設に位置づけを変え、忠生公園と一体的に運営することとします。これにより、現在の植物や生き物などの自然に親しむ機能に加えて、公園を訪れた方が自由に休憩したり、活動したりする場として活用し、より多くの方に利用していただけるようにします。



- 17 -

| 举安 夕 | 第30号議案 | 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を |
|-------------|--------|-----------------------|
| 議案名 | 改正する条例 | |

【議案提出の目的】

HCU(高度治療室)の開設に伴い、病床数を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ HCU (高度治療室) **の開設に伴い、病床数を以下のとおり変更します。

| 改正前 | 改正後 |
|-------|-------|
| 458 床 | 440 床 |

※ 「HCU (高度治療室)」とは、専用の治療室において、所定の装置及び器具を備えていること、入院患者数が4人に対して1人以上の看護師が配置されていること等、国の定める施設基準を満たした治療室のことをいいます。

ICU (集中治療室) に比べると重症度は低いが、一般病床では看護が難しい患者を対象としていることが特徴です。例えば、大手術の後や、重症化リスクが高い等の患者が入室します。

○ 2023年5月1日から施行します。

| 問合せ先 市民病院 総務課長 須﨑 電話 722-2230 | TOTAL |
|-----------------------------------|---|
|-----------------------------------|---|

第31号議案 香山緑地既存建物耐震改修他工事請負契約

【議案提出の目的】

香山緑地内に立地する書院造の建物を活用し、町田市の観光拠点の一つとするため、既存主屋の耐震改修工事並びに厨房棟及びトイレ棟の増築工事を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

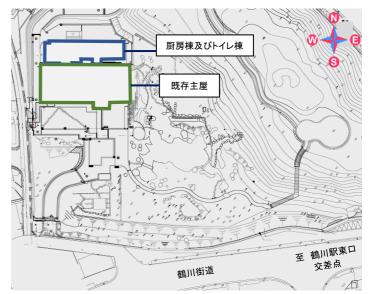
- ○工事内容
- ・既存主屋の耐震改修

(木造平屋建て、延床面積:357.98 ㎡) 揚屋工事[※]、基礎改修工事、

耐震補強工事、內外装改修工事

※基礎を改修するため、建築物の躯体を 持ち上げて基礎と切り離す工事

・厨房棟及びトイレ棟の増築 (木造平屋建て、延床面積:140.31 ㎡)



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【契約の概要】

○ 契約目的 香山緑地既存建物耐震改修他工事

○ 契約方法 条件付一般競争入札

〇 契約金額 286,000,000円

○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号

株式会社イワヲ建設

代表取締役 鈴木 成彦

○ 工 期 契約確定の日から 2024 年 12 月 27 日まで

| 問合せ先 | (契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 財務部 営繕課長 原田 | 電話 | 724-2523 724-1293 |
|------|--|----|----------------------|
| | (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新 | | 724–4398 |

議案名

第32号議案 旧忠生第六小学校解体工事請負契約の変更契約

【議案提出の目的】

本件工事請負契約のうち、給食棟の解体工事について、既存杭の撤去及び擁壁の設置工事を追加することに伴い、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 契約金額の変更
 - ・契約金額を356,565,000円から373,318,000円に変更する(16,753,000円増)。
- 履行期限の変更
 - ・履行期限について 2023 年 6 月 30 日を 2023 年 9 月 29 日に変更する。
- 主な追加工事の内容
 - ・既存杭の撤去及び擁壁設置工事の追加

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

| \bigcirc | 契約 | 目的 | 旧忠生第六小学校解体工事 |
|------------|-----------------|----|--------------|
| \cup | ブ 小リ | H | |

○ 契約方法 条件付一般競争入札

○ 契約金額 変更前の金額 356,565,000円

変更後の金額 373,318,000円

○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町三丁目 13 番 19 号

株式会社エコワス

代表取締役 森屋 光石

○ 工 期 変更前の工期 2022年9月30日から2023年6月30日まで

変更後の工期 2022 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 29 日まで

| | (契約内容) (工事内容) (事業内容) | 財務部 | 営繕課長 | 坂上 原田 ^{果長} 平川 | 電話 | 724-2523 724-1293 724-2174 |
|--|----------------------------|-----|------|------------------------------|----|----------------------------------|
|--|----------------------------|-----|------|------------------------------|----|----------------------------------|

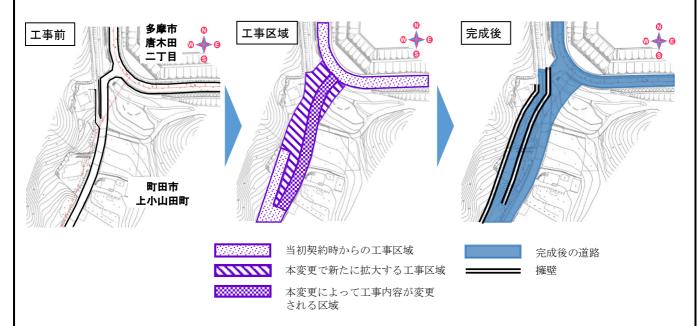
第33号議案 忠生630号線(第二期)道路改良工事(その4)請負契約の変更契約

【議案提出の目的】

道路事業用地の取得に伴い、本設工事の施工範囲を拡大するため、契約金額の変更契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 契約金額の変更
 - ・契約金額を261,078,400円から400,587,000円に変更する(139,508,600円増)。
- 主な追加工事の内容
 - ・施工範囲の拡大に伴う下記工事の追加 排水施設工事、街築工事、舗装工事、擁壁工事、交通安全施設工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【契約の概要】

○ 契約目的 忠生630号線(第二期)道路改良工事(その4)

○ 契約方法 条件付一般競争入札

○ 契約金額 変更前の金額 261,078,400円

変更後の金額 400,587,000 円

○ 契約相手方 東京都町田市山崎町 1635 番地 1

岳大十木株式会社

代表取締役 佐々木 信幸

○ 工 期 2022年6月30日から2024年3月11日まで

| 問合せ先 | (契約内容)財務部 | 契約課長 坂上 | 電話 | 724-2523 |
|------|-----------|-----------|----|----------|
| 向日は元 | (工事内容)道路部 | 道路整備課長 市川 | 电动 | 724-1125 |

議案名

第34号議案 普通財産の貸付について

【議案提出の目的】

株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の 創業支援事業に係る部分については減額して貸し付けるものです。

【議案の内容】

- 貸付相手方 株式会社町田新産業創造センター 代表取締役 赤塚 慎一
- 貸付期間 3年間(2023年度~2025年度)
- ○貸し付ける普通財産
- (1) 土地
 - ・所在地及び面積:東京都町田市中町一丁目 422番1 1,929.51 m²のうち1,191.51 m²

東京都町田市中町一丁目 423 番 1

56. 93 m²

東京都町田市中町一丁目 423 番 2

118.87 m²

合計 1,367.31 m²

•貸付価格:無償

(2) 家屋

·所在地:東京都町田市中町一丁目 422 番 1

• 構造: 重量鉄骨造 地上3階建

•竣工:2004年3月12日

・面積:680.04 m²(建築面積)、1,938.57 m²(延床面積)

・貸付価格:834,000円(年額)

・減額対象:創業支援に係る機能の部分(減額金額:6,840,205円)

○ 無償又は減額にて貸し付ける理由

貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」の事業拠点として利用されます。同センターは、町田市が90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋を減額し貸し付けます。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第96条第1項第6号(財産の貸付)

【過去の実績との比較】

○ 町田新産業創造センター 建物貸付料

| | | 2018-2022 | 年度 | 2023-2025 年度 | | |
|----|---------|-----------|---------------------------|--------------|---------------------------|--|
| 減 | 額対象面積 | | 1, 727. 90 m ² | | 1, 727. 90 m ² | |
| 貸 | 付対象面積 | | 210. 67 m ² | | 210. 67 m ² | |
| | | 運営事務室 | 49. 69 m² | 運営事務室 | 49. 69 m² | |
| | 貸付対象施設 | 応接室 | 17. 35 m² | 応接室 | 17. 35 m² | |
| | (内訳) | 倉庫 (掃除用具) | 5.87 m ² | 倉庫 (掃除用具) | 5.87 m ² | |
| | | イベントスペース | 137. 76 m² | イベントスペース | 137. 76 m² | |
| m² | 単価 | | 3,951 円 | | 3,959 円 | |
| 貸 | 付価格(年額) | | 832,000 円 | | 834,000 円 | |

問合せ先 経済観光部 産業政策課長 村上 電話 724-2129

第35号議案 鶴川駅南北自由通路の整備に関する施行協定

【議案提出の目的】

鶴川駅周辺の回遊性を向上させるため、駅の南北をつなぐ自由通路を整備するに際し、工事の一部(鉄道敷に影響がある範囲)を小田急電鉄株式会社に委託する必要があることから、施行協定を締結するものです。

【議案の内容】

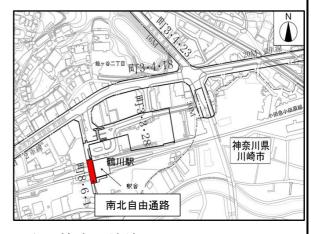
- ・工事箇所 町田都市計画道路 8·6·1 号 鶴川駅南北自由通路線 (町田市能ヶ谷一丁目地内)
- ・延長 L=50.4m
- ·幅員 W=10.5m

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【協定の概要】

- 協定目的
 - 鶴川駅南北自由通路整備工事
- 協定相手方
 - 東京都新宿区西新宿一丁目 8 番 3 号 小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司
- 協定金額
 - 1,761,000,000 円
- 協定期間
 - ・協定締結の日から 2029 年 3 月 31 日まで (南北自由通路の使用開始は 2027 年度末)



【経緯】

2016年 5月 「鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定」締結

町田市と小田急電鉄が協働で再整備を推進するための検討事項を定めたもの。

2016年10月 「鶴川駅周辺再整備基本方針」策定

安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間の実現を目指すための方針を定めたもの。

2022 年 3 月 「鶴川駅周辺再整備事業に関する基本協定」締結

鶴川駅周辺再整備基本方針に掲げる目標の実現に向けて、再整備の範囲や役割 分担等を定めたもの。

2022 年 8 月 町田都市計画道路事業 8・6・1 号鶴川駅南北自由通路線の事業認可を取得

| 問合せ先 | 道路部 | 道路整備課長 | 市川 | 電話 | 724-1125 |
|------|-----|--------|----|----|----------|
|------|-----|--------|----|----|----------|

第36号議案 鶴川駅改良事業の工事に関する施行協定

【議案提出の目的】

鶴川駅の自由通路整備に併せて、改札口等の駅機能を移設するため、小田急電鉄株式会社と施行協定を締結するものです。

【議案の内容】

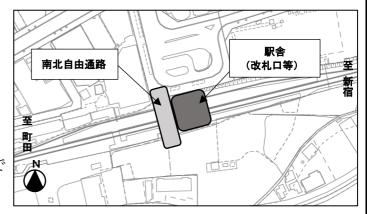
- ·工事箇所 小田急鶴川駅
- ・整備内容 橋上駅舎化及び自由通路との接続 ホームドア、エスカレーター、エレベーターの整備等

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【協定の概要】

- 協定目的
 - ・小田急電鉄株式会社が工事を実施するにあたり、町田市が小田急電鉄へ補助する金額や工 事期間等を定め、工事の円滑な推進を図ります。
- 協定相手方
 - •東京都新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司
- 協定金額(補助額)
 - · 2,089,000,000 円 (町田市負担分) (総工事費:5,848,000,000 円)
- 協定期間
 - ・協定締結の日から 2029 年 3 月 31 日まで (橋上駅舎の使用開始は 2027 年度末)



【経緯】

2016年 5月 「鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定」締結

町田市と小田急電鉄が協働で再整備を推進するための検討事項を定めたもの。

2016年10月 「鶴川駅周辺再整備基本方針」策定

安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間の実現を目指すための方針を定めたもの。

2022 年 3 月 「鶴川駅周辺再整備事業に関する基本協定」締結

鶴川駅周辺再整備基本方針に掲げる目標の実現に向けて、再整備の範囲や役割 分担等を定めたもの。

問合せ先 都市づくり部 地区街づくり課長 荒木 電話 724-4214

議案名

第37号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の目的】

町田市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものです。

【議案の内容】

○ 損害賠償の額 800,000 円

【経緯】

- 当該医療事故の対象となった患者様は、2021年3月11日に、両側上下顎智歯抜歯術(4本の親知らずを抜く手術)を受けるため、町田市民病院の口腔外科に入院されました。
- 翌日3月12日に抜歯術を実施し、その際、使用した器具が患者様の右下唇部に当たり、口唇挫創が生じました。
- 退院後、患者様は、町田市民病院の形成外科外来で口唇挫創の治療を開始し、約1年間に 渡り治療を受けられましたが、結果として右下口唇に瘢痕が残存してしまいました。
- こうした経過を踏まえ、患者様との話し合いの結果、市が患者様に対して、本件医療事故 に係る損害を賠償することとしました。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第96条第1項第13号(損害賠償額の決定)

問合せ先 市民病院 総務課長 須崎 電話 722-2230

議案名

第38号議案 市道路線の認定について

【議案提出の目的】

開発行為によって築造された道路、私道移管事業によって移管された道路、土地区画整理事業によって築造予定の道路を市道として認定するものです。

【議案の内容】

○ 町田 930 号線その他の合計 21 路線 総延長 1639mを市道として認定します。

【議案の法的根拠】

○ 道路法第8条第1項及び第2項(市道路線の認定)

議案名

第39号議案 市道路線の廃止について

【議案提出の目的】

道路として機能のない路線を廃止するものです。

【議案の内容】

○ 南 404 号線その他の合計 4 路線 総延長 549mの市道を廃止します。

【議案の法的根拠】

○ 道路法第10条第1項及び第3項(市道路線の廃止)

問合せ先

道路部 道路管理課 許認可·用地管理担当課長 奥村

電話

724-1154

議案名

第40号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の目的】

2023年度の包括外部監査契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 町田市では、2007 年 4 月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市の財務に関する事務の執行等のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行います。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 252 条の 36 第 2 項

【契約の概要】

○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

○ 契約金額 9,500,000円を上限とする額

○ 契約相手方 住所 東京都新宿区西新宿七丁目 19番 14-1106号

氏名 谷川 淳 資格 公認会計士

○ 契約期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで

【過去の実績】

| | · · - | | |
|---------|------------------|----------------------|---------------|
| 年度 | 包括外部監査人 | テーマ | 契約金額 |
| 2022 年度 | 谷川 淳 | 経済観光に関する財務事務の執行について | 9, 500, 000 円 |
| 2021 年度 | 青山 伸一 | 指定管理者制度に関する事務の執行について | 9,500,000 円 |
| 2020 年度 |] | 外郭団体に係る財務事務の執行等について | 10,500,000円 |

| 問合せ先 | 政策経営部 | 経営改革室課長 | 菊地 | 電話 | 724–2503 |
|------|-------|---------|----|----|----------|

議案名

第41号議案 指定金融機関の指定について

【議案提出の目的】

2023年7月1日から新たに市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。

【議案の内容】

- 指定金融機関
 - ・株式会社 きらぼし銀行
- 指定期間
 - ・2023年7月1日から2025年6月30日まで
 - ※ 現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行との契約は 2023 年 6 月 30 日をもって満了となります。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第235条第2項(金融機関の指定)
- 地方自治法施行令第 168 条第 2 項(指定金融機関等)

【過去の実績】

- 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番
 - ・八千代銀行 (現きらぼし銀行)
 - 横浜銀行

| 問合せ先 | 会計課長 | 髙野 | 電話 | 724-2196 |
|------|------|----|----|----------|

議案名

第42号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

【議案提出の目的】

2023年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化 の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な 方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人72名、団体7組、合計79件です。

<該当者内訳>

| | 個人 | 団体 | 計 |
|----------------------------------|----|----|----|
| 企業の振興・発展に尽力 | 2 | | 2 |
| 市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に 尽力 | 6 | | 6 |
| 民生委員・児童委員・社会福祉委員として 地域福祉活動に尽力 | 11 | | 11 |
| 消防団員として災害防止活動に尽力 | 6 | | 6 |
| 自主防災組織として地域の防災活動に尽力 | | 3 | 3 |
| 交通安全協会会員として交通安全活動に尽力 | 19 | | 19 |
| 地域自治の振興に尽力 | 10 | | 10 |
| 児童福祉の振興に尽力 | 1 | | 1 |
| 体育の振興に尽力 | 5 | 3 | 8 |
| 文化芸術の振興に尽力 | 4 | 1 | 5 |
| 保護司として住民の福祉向上に尽力 | 1 | | 1 |
| 市の公益のために寄附 | 7 | | 7 |
| 計 | 72 | 7 | 79 |

【議案の法的根拠】

○ 町田市表彰条例第3条

| 問合せ先 | 政策経営部 | 秘書課長 | 鈴木 | 電話 | 724–2100 |
|------|-------|------|----|----|----------|
|------|-------|------|----|----|----------|

議案名

第43号議案 権利の放棄について

【議案提出の目的】

市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。

【議案の内容】

- 2022 年 1 月から 12 月までの間に、次の事実が判明した 17 件の未収債権計 3,716,734 円について、権利の放棄をするものです。
 - ・債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の 請求権を行使できないもの

| 債権名 | 債権数 | 債権額 |
|-----------|------|-------------|
| 生活保護費返還金 | 6 件 | 1,558,602 円 |
| 生活保護費戻入金 | 9件 | 548, 132 円 |
| 児童扶養手当返還金 | 1 件 | 740,000 円 |
| 計 | 16 件 | 2,846,734 円 |

・債務者が死亡し、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理され、 債務者が不存在となったことから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

| 債権名 | 債権数 | 債権額 |
|----------|-----|-----------|
| 生活保護費返還金 | 1 件 | 870,000 円 |
| 計 | 1 件 | 870,000 円 |

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第10号(権利の放棄)
- 破産法第253条第1項(免責許可の決定の効力等)
- 民法第939条(相続の放棄の効力)

| 問合せ先 財務部 納税課 債権対策担当課長 小山 電話 724-3295 |
|--------------------------------------|
|--------------------------------------|